

## 重度化対応加算等に係る基準改正のお知らせ

- ◆ 平成18年度介護報酬改正において、下記のサービスについて「重度化対応加算」等の加算が創設され、当該加算を算定するには平成19年3月31日までは常勤の看護職員の配置が、また、平成19年4月1日以降は常勤の正看護師の配置が必要とされておりましたが、この度、**平成20年3月31日までは常勤の看護職員の配置で加算を算定できる**ように基準が改正されましたので、お知らせします。

### 【対象サービス及び加算項目】

サービス種類	加算項目
介護老人福祉施設	重度化対応加算
地域密着型介護老人福祉施設	重度化対応加算
短期入所生活介護	夜間看護体制加算、在宅中重度者受入加算
特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算

京都府保健福祉部高齢・保険総括室  
介護保険事業室  
TEL：075-414-4672  
FAX：075-414-4572